特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	自立支援給付及び地域生活支援事業関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

守口市は、自立支援給付及び地域生活支援事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

守口市長

公表日

平成30年9月3日

［平成26年４月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付及び地域生活支援事業関係事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	1障害福祉システム（ふれあい） 2公費負担管理システム（育成医療システム） 3 団体内統合宛名システム　　4 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
自立支援給付事務情報ファイル、地域生活支援事業事務情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第84の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 （情報照会）別表第2第108、109、110の項 （情報提供）別表第2第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい福祉課
②所属長	障がい福祉課長　山口　雅弘

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法制文書課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障がい福祉課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	Ⅰ４②法令上の根拠	番号法第19条第7項 (情報照会)別表第2第108、109、110の項 (情報提供)別表第2第16、26、56の2、57、87の項	番号法第19条第7項 (情報照会)別表第2第108、109、110の項 (情報提供)別表第2第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項	事後	法改正による根拠項追加の軽微な変更であるため
平成30年4月1日	Ⅰ５①部署	健康福祉部障害福祉課	健康福祉部障がい福祉課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条第１項に規定される修正であるため
平成30年4月1日	Ⅰ５②所属長	障害福祉課長　山口　雅弘	障がい福祉課長　山口　雅弘	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条第１項に規定される修正であるため
平成30年4月1日	Ⅰ８特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部障害福祉課	健康福祉部障がい福祉課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条第１項に規定される修正であるため
平成30年9月3日	Ⅱ１　いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月3日	Ⅱ２　いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年4月1日	事後	